

工学院大学附属中学校・高等学校 自転車通学 申請書



左のQRコードに登録情報を入力して下さい。

<自転車通学に関する規定>

1. 自宅から自転車通学を希望する生徒は、生徒指導部の許可を得ることで認められる。
または、高等学校の生徒で、JR八王子駅、京王八王子駅、西八王子駅、拝島駅等より自転車通学を希望する生徒は、駅周辺の駐輪場を利用(契約)し、生徒指導部の許可を得ることで認められる。
自転車通学者は安全運転に心がけ、下記※の事項を守り、自転車通学を許可する。

2. 自転車通学をする生徒は、次の事項を厳守すること。

(1)学校指定の登録シールを自転車に貼り、自転車通学許可証を常備すること。

(2)校内では、決められた自転車駐輪場以外に駐輪しないこと。

(3)申請した通学経路以外の自転車通学は認めない。

(4)常に安全運転に心がけ、次の事項を守ること。

①道路交通法に基づくルールを厳守すること。

- ・スマホ、ゲーム機等の操作しながらといった「ながら運転」をしない
- ・傘をさしての運転をしない
- ・イヤホン等により外部の音が聞こえない状態での運転をしない
- ・2人乗りをしない
- ・夜間、トンネル等での無灯火運転をしない
- ・ヘルメットをかぶることに努めなければならない

②自転車の整備を自分で定期的に行うこと。(特にブレーキや前照灯の点検)

③心身が健康でないときは自転車の運転を控えること。

④指定された駐輪場所に鍵をかけて駐輪すること。(必ず駐輪機に入れること)

※上記のルールや安全運転等を守らない生徒は、許可の取り消しや生徒指導部の処分対象となる。

3. 自転車損害賠償保険の保険に必ず加入すること

(QRコードで登録する際に加入保険名・加入保険有効期限を記入する欄があります)

4. 3年間有効。自転車変更・登録解除の際は、生徒指導通学指導係りまで申し出ること。

きりとり

保護者 同意書

記入日 令和 年 月 日

貴校の定めるルールを厳守し、自転車で通学することに同意します。

年 組 番 生徒 氏名

保護者 氏名